

## 1. 平成20年度上半期に締結された契約について

意見・質問	説明・回答
<p>1. 一般競争入札(物品)</p> <p>【 リサイクルPPC用紙A4の購入】  【 金融庁行政情報化LANシステムにおけるプリンタ用トナーの購入】  【 証券取引等監視委員会事務局モバイルパソコン等の調達】</p>	
<p>について</p> <p>・在庫管理を行ったうえで、契約を行っているのか。  在庫があるにもかかわらず、契約書に記載された予定数量どおりに購入しているのではないのか。</p>	<p>・リサイクルPPC用紙A4については、大量に在庫を確保しておくスペースが少ないことから、在庫が僅少になった都度発注している。  なお、19年度においては、予定数量が5,150万枚のところ、実績は4,800万枚である。  プリンタトナーカートリッジについては、プリンタ機器による表示警告が発せられた際に発注している。</p> <p>上記の発注方法を取っているため、年度末に予定数量どおり購入するということはない。</p>
<p>について</p> <p>・仕様書に記載してある紙質規格はどのようにして決めているのか。  また、その規格の要件は厳し過ぎるのではないのか。</p>	<p>・紙の規格によっては、プリンタ及び複合機の紙詰まりや故障の原因となるため、プリンタ及び複合機の製造業者から当庁で使用している機器に適合する規格を聴取している。各機器が円滑に使用できるよう規格を決めており、規格に多少の幅を持たせることにより、複数者が入札に参加しやすいようにしている。</p>
<p>について</p> <p>・1者応札となっているが、特定の事業者しか参加できないような仕様書となっていないか。</p>	<p>・調達したパソコン本体及び基本的なプログラムの搭載に競争性を阻害する要因はない。また、情報セキュリティの確保のため搭載した暗号化ソフトについても、市販されているものである。</p> <p>手続面では、情報システム開発に関して専門的知識を有するCIO補佐官に、競争を阻害している仕様書となっていないかという視点で個別に確認を行っている。その確認を行った上で作成した仕様書により入札を行ったが、結果的に応札者が1者となってしまったものである。</p>

意見・質問	説明・回答
<p>2. 一般競争(システム関係以外の役務)</p> <p>【 記者会見記録等の翻訳作業の委託】  【 審議会等の報告書等の翻訳作業の委託】  【 自動車運行管理業務】</p>	
<p>について</p> <p>・入札参加条件の「公的機関の翻訳業務の実績を有すること」は公的機関新規業者の参入制限となるのではないか。試験翻訳を実施するのであれば、不要な条件ではないか。</p> <p>・試験翻訳は誰が審査するのか。</p> <p>・業者より提出された翻訳の質を確認する体制はあるのか。  また、翻訳に携わっている者が誰であるかもモニタリングしているのか。</p> <p>について</p> <p>・運転手の派遣だけでなく、車の派遣も検討する等のコスト面の研究は行っているのか。</p>	<p>・試験翻訳を実施していることも踏まえて、今後、真に必要な条件かどうか検討してまいりたい。</p> <p>・金融庁職員で、英語が堪能な者により審査を行っている。</p> <p>・翻訳の質の確認は、現状、金融庁職員のうち、相当英語が堪能で、しかも国際機関の場で実際勤務していた者等により行っている。  翻訳業務に携わる者が誰であるかは、履歴(経験・スキル、専門分野、職歴、翻訳実績等を含む。)を提出してもらうことにより把握しており、都度翻訳担当者名も明確にしてある。また、翻訳者が変わった場合にも、変更後の履歴を取り寄せる契約となっている。</p> <p>・政府全体で行政効率化推進計画を策定し、公用車の台数削減にも取り組んでいる。その計画では、今後車両買い替え等の際にレンタカーやリース車両の活用等も検討することとなっている。</p>
<p>3. 一般競争入札(EDINET関係以外のシステム関係)</p> <p>【 金融庁電子申請・届出システム及び総合的文書管理システムの機器等更改に係る設計・構築】  【 金融庁電子申請・届出システム及び総合的文書管理システムに係る機器等の調達】  【 公認会計士試験システムの追加開発】</p>	
<p>について</p> <p>・ については、月々の利用件数が10万件もあるシステムの更改であり、契約金額が約1億円するのは理解できる。  一方、試験制度改正により、短答式試験が年1回から年2回に変更になったことに対するシステムの追加開発で、なぜ契約金額が6,500万円もかかるのか。</p> <p>・試験制度が改正の度に6,500万円程度もかかると不経済となるため、将来的な動向を踏まえたシステム開発をすべきではないか。</p>	<p>・システムの追加開発で6,500万円かかる理由としては、画面や出力帳票等変更が多くなったためである。更に、最終的に試験を行い、きちんと稼動するかどうか個々の部分だけでなく、全体の確認をしなければならないためである。  他方、本件を含めたシステムの調達価格等の妥当性については、担当職員が事業者から徴取した見積もりの内容を精査し、またCIO補佐官が工数等の確認を行っている。更に、一定金額以上の調達案件については、金融庁長官以下の幹部職員から構成される情報システム調達会議において審議している。</p> <p>・当庁が最近重点を置いている取組の一つとして、最初にシステム開発を行う際に、将来的にシステム変更を行うにあたって比較的安く行うことができるプログラムをあらかじめ組むということがある。</p>

意見・質問	説明・回答
<p>4. EDINET関係(一般競争入札・公募)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>【 有価証券報告書等に関する電子開示システム(EDINET)再構築のための平成20年度～平成24年度タクソニ維持・開発業務</li> <li>【 有価証券報告書等に関する電子開示システム(EDINET)再構築のための平成20年度～平成24年度システム運用業務</li> <li>【 金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム(EDINET)の機器調達(平成20年度～平成24年度)</li> <li>【 金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム(EDINET)ミドルウェア調達(平成20年度～平成24年度)</li> </ul>	
<p>～ について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・当初に電子開示システムを開発した業者と同様の者と契約しているが、コストが増加していないか。</li> <li>・当初に電子開示システムを開発し、システムのノウハウを熟知している業者が契約に際して有利になると思われるが、それについての対策はあるのか。</li> <li>・電子開示システムを一般に公開し、誰もが参入できるようにするべきではないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当庁としては、徐々に運用コストが増加していくといった不利益を回避するため、国庫債務負担行為を活用し、5年間を通じて契約を行い、最初の時点で5年間の経費を固定化している。</li> <li>・競争性を確保するために調達内容の細分化、ノウハウのない業者でも知識を蓄積できるよう準備期間を確保するなどの工夫を取り入れている。</li> <li>・順次、秘密保持契約を結んだ上でシステム関連の設計書を公開することとしている。</li> </ul>
<p>5. その他(公募・随意契約)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>【 タクシーの供給に関する請負】</li> <li>【 金融庁統合モニタリング・分析システム(証券サブシステム)の変更開発】</li> <li>【 金融庁行政情報化LANシステムの機器更新】</li> </ul>	
<p>について</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・入札が不落となり、随意契約とする場合は、通常の随意契約のように見積書を複数者から取っているのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・予算決算及び会計令の規定を踏まえ、不落の場合は、その入札の最低価格の応札者と予定価格の範囲内で随意契約を行っている。</li> </ul>